

骨太方針2013（仮称）に対する提案

人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、経済の成熟化及びグローバル化の進展など、我が国が構造的な転換期を迎える中、指定都市が引き続き日本経済を牽引する役割を果たしていくためには、地方が自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政運営を行うことが可能となるよう、国から地方への権限移譲・税源移譲等を一体的に実施するなどの地方分権改革を推進することが不可欠である。

しかし、地方分権改革については、第1次及び第2次一括法の施行に加え、今般、第3次一括法案が国会へ提出されるなど、義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲などについて一定の進展が見られるものの、いまだ不十分と言わざるを得ず、指定都市の能力を十分に発揮できる状況ではない。

については、地方分権改革をはじめとする地域活性化策や持続可能な財政政策などを講じ、指定都市が潜在能力を十分に発揮することで日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の再生へ寄与することができるよう、経済財政諮問会議において検討されている「骨太方針2013（仮称）」へ次の提案を盛り込むよう強く要請する。

1 多様な大都市制度の実現

大都市制度に関する議論の根幹は、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、大幅な権限と財源の移譲による真の分権型社会を実現することにある。

指定都市は、その規模や歴史・文化の違い、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、異なる特性があり、大阪や新潟などでは、各地域にふさわしい大都市制度の実現を目指している。大都市が抱える諸課題を解決し、我が国の経済成長を牽引していくためには、道州制の議論も見守りつつ、各地域の実情に応じた大都市制度を整備することが必要である。

については、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に続き、従来から制度創設を提案している特別自治市など多様な大都市制度の早期実現を図ること。

2 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

地方の自主財源の充実・強化を図るため、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方自治体間の財政力格差の是正については、地方間の税収の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

3 大幅な権限移譲

国はその本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねるという理念の下、国と地方の役割分担を抜本的に見直すとともに、基礎自治体優先の原則に基づき、国・道府県から指定都市への大幅な権限移譲を進めること。

また、法令等による義務付け・枠付け・関与については、地方自治体において自主性及び自立性が十分に発揮できるよう、原則として廃止すること。

さらに、国の出先機関改革については、見直しに向けた具体的な工程を明らかにして、着実に推進すること。

4 権限移譲に伴う税源の確実な移譲

権限移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、税源移譲を基本として、適切な財政措置を講じること。特に、県費負担教職員制度に係る包括的な権限を指定都市に移譲する際は、これに伴い必要となる財源については、道府県から指定都市への税源移譲により措置すること。

5 大都市税源の充実強化

指定都市が大都市特有の財政需要や道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、国・道府県から指定都市への大幅な税源移譲を行うこと。

6 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

7 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を早期に廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

8 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、予見可能性の確保に努めること。

また、地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の政策目的を達成するための削減は行わないこと。

9 社会保障と税の一体改革の推進

社会保障のあり方については、「社会保障制度改革国民会議」との連携を基に検討を進めることとしているが、社会保障サービスの担い手である指定都市を含む地方の意見を十分反映させるとともに、「国と地方の協議の場」において真摯に議論し、国民が安心して未来を託し得る、将来にわたって持続可能な社会保障制度を早期に実現すること。

平成25年5月29日
指定都市市長会